【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（役員の欠格事由等）

第百五十六条の十四　第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

２　金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

３　内閣総理大臣は、不正の手段により金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となつた者のあることが判明したとき、又は金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融商品取引清算機関に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

４　会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、金融商品取引清算機関については、適用しない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（役員の欠格事由等）

第百五十六条の十四　第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

２　金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

３　内閣総理大臣は、不正の手段により金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となつた者のあることが判明したとき、又は金融商品取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該金融商品取引清算機関に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

４　会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、金融商品取引清算機関については、適用しない。

（改正前）

（新設）

第百五十六条の十四　第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

②　証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

③　内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

④　会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、証券取引清算機関については、適用しない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百五十六条の十四　第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役となることができない。

②　証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役又は執行役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

③　内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、会計参与、監査役又は執行役の解任を命ずることができる。

④　会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、証券取引清算機関については、適用しない。

（改正前）

第百五十六条の十四　第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

②　証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

③　内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

（④　新設）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百五十六条の十四　第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

②　証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

③　内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

（改正前）

第百五十六条の十四　第百五十六条の四第二項第四号イからハまでのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

②　証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

③　内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】（平成14年5月29日法律第45号）

（改正後）

第百五十六条の十四　第百五十六条の四第二項第四号イからハまでのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役となることができない。

②　証券取引清算機関の取締役、執行役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

③　内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役、執行役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

（改正前）

（新設）